

湖南省景観計画

（概要版）

【重点地区編（三雲地域旧東海道沿道地区）】

湖南省は、平成 25 年 10 月に「湖南省景観条例」を制定し、12 月には景観法に基づく「景観行政団体」となりました。

この度、総合的な景観づくりを計画的に推進するため、「湖南省景観条例」と一体的に運用する「湖南省景観計画」を定めました。今後、「湖南省景観計画」に基づき、地域の特性を生かした景観づくりに取り組みます。

湖南省内で行われる建築等の行為は、「湖南省景観計画」への適合が求められます。



令和元年 12 月

湖南省

景観づくりの基本理念

今、現にある景観資源を最大限に活かし、さらに市民と事業者、市が互いに協力し合って地域の魅力を高める景観づくりを進めることにより、だれもが心のゆとりや安らぎを覚え、地域への愛着と誇りを強く持つことができるまちの実現を図る。

そして“湖南省のブランド力”を高めていく。

※「ブランド力」とは、その名が広く知られ、魅力的で人を惹きつける力のことをいいます。

将来像

“ほっ”と和めるふるさと「こなん」

景観計画の区域

湖南省景観計画区域(市全域)	
重点地区 良好な景観の形成を図るため、特に必要があると認める区域で地域の理解が得られた区域	三雲地域旧東海道沿道地区
	石部地域旧東海道沿道地区
	野洲川及び国道1号周辺地区
一般地区 大規模建築物等について景観形成を行う区域	重点地区を除く湖南省全域 (重点地区候補地を含む)
重点地区候補地 地域の個性を活かしたまちづくりを促進する必要がある区域	湖南三山周辺地区

湖南省景観計画区域図



※詳しくは備え付けの図書
でご確認ください。



重点地区の景観づくり

※一般地区及び、「野洲川および国道1号周辺地区」以外の重点地区の景観づくりの方針、届出対象行為、景観形成基準等については、「湖南市景観計画」でご確認ください。令和元年11月現在、その他の重点地区として、「三雲地域旧東海道沿道地区」、「石部地域旧東海道沿道地区」が指定されています。

三雲地域旧東海道沿道地区

●景観づくりの方針

【歴史街道旧東海道らしさが感じられる街並みづくり】

旧東海道に面して建ち並ぶ和風の家構えと豊かな緑が街道の歴史を感じさせる風情ある景観づくり

- ・いにしえの時代から現代、さらに将来へと続く歴史の積み重ねりが感じられる街並みづくりを目指します。
- ・東海道として多くの人が行き交った往時を偲ばせる名所旧跡や伝統的な街並みが醸し出す独特の歴史的な雰囲気大切に、現代の暮らしやすさや豊かさ、安心安全との調和を図りながら、良好な景観づくりを進めます。
- ・日本瓦を乗せた勾配屋根の日本家屋、べんがら格子、板塀、土塀、生垣など和風の家構えが連続する街並みが、農地や山林、水路などの自然と一体となって風情を醸し出す地域固有の景観の継承を目指します。



【街道に暮らす人々、行き交う人々にとって心地よい共有空間づくり】

～心を通わせ合う人々の“暮らし”と“おもてなし”が行きかう人の心とも響き合う景観づくり～

- ・安心安全に暮らすことができ、散策を楽しむことができる場として旧東海道の価値を見つめ直し、温かみのある心地よい空間づくりを目指します。
- ・旧東海道を軸に、訪れる人と住民に優しくきめ細やかな気持ちでおもてなしができる景観づくりを目指します。



三雲地域旧東海道の景観づくりのイメージ

- けばけばしい色彩とせず、無彩色または茶系色等の落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観及び敷地内の状況との調和を図ること

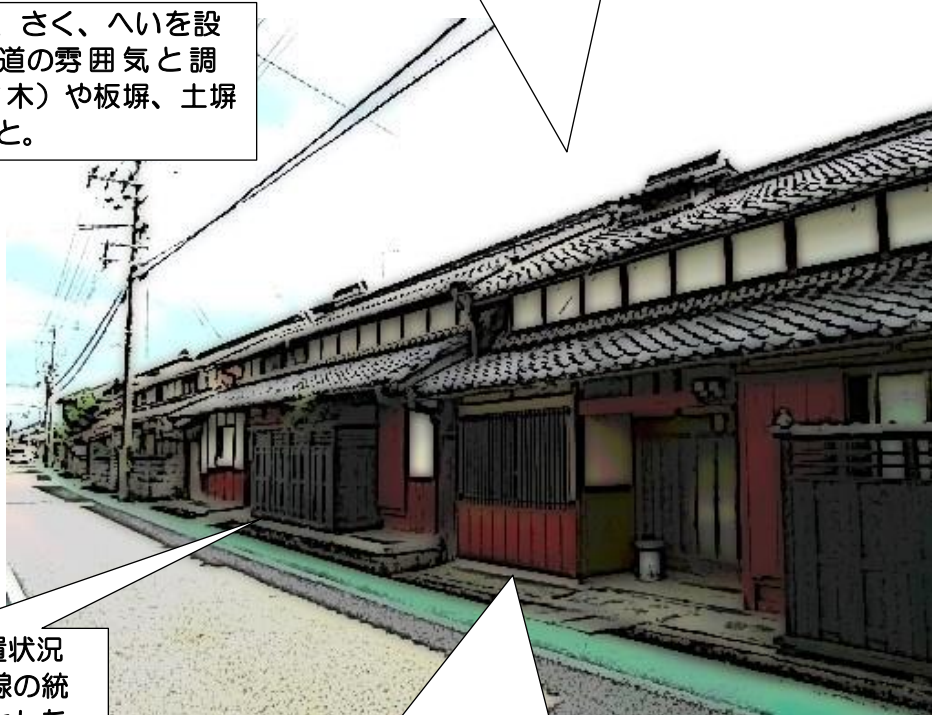


- 樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に活かせるよう配慮すること



- 周辺の建築物の多くが入母屋、切妻などの形態の屋根を持った地区または山稜もしくは樹林地がある地区では、原則として日本瓦ぶきまたはこれに類する素材を用い、勾配のある屋根を設けること
- 周辺の建築物と調和した屋根（勾配、向き）等とし、連続した街並みを乱さな

- 旧東海道に面して垣、さく、へいを設ける場合は、歴史街道の雰囲気と調和する生け垣（樹木）や板塀、土塀などを基本とすること。



- 周辺の建築物の配置状況を勘案しつつ壁面線の統一に配慮し、整然とした街並みの形成に努めること

- 周辺の建築物に用いられている素材もしくはこれに類するものを用い、周辺景観との調和が図られるよう配慮すること

重点地区の届出対象行為

項目		行為の規模等
1	建築物の新築、増築、改築または移転	行為に係る部分の床面積の合計が 10 ㎡を超えるものまたは高さが5mを超えるもの 太陽光発電設備等（太陽光発電設備その他これらに類するもの、）の設置で、設置面積の合計が5㎡を超えるもの
	建築物等の外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更	行為に係る部分の面積の合計が 10 ㎡を超えるもの 太陽光発電設備等（太陽光発電設備その他これらに類するもの）の設置で、設置面積の合計が 5㎡を超えるもの
2	工作物の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替えまたは色彩の変更	垣（生垣を除く。）、柵、塀、擁壁その他これらに類するもの
		行為後の高さが 1.5mを超えるもの、または長さが 10mを超えるもの
		汚水または廃水を処理する施設
		行為後の高さが 1.5mを超えるものまたは行為に係る部分の築造面積の合計が 100 ㎡を超えるもの
		送電線鉄塔およびその電線路、電気供給のための電線路もしくは有線電気通信のための線路またはこれらの支持物
		行為後の高さが 13mを超えるもの
		太陽光発電設備等（太陽光発電設備その他これらに類するもの）の設置面積の合計が 10 ㎡を超えるものまたは高さが 1.5mを超えるもの
	その他の工作物※1	行為後の高さが5mを超えるもの
3	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	行為に係る部分の面積が 1、000 ㎡を超えるもの
4	土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更	切土により生じる法面の高さが 1.5mを超えるもの若しくは法面の長さが 10mを超えるものまたは行為に係る部分の面積が 100 ㎡を超えるもの
5	木竹の伐採	高さが5mを超えるもの
6	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	高さが 1.5mを超えるものまたはその行為に係る部分の面積が 100 ㎡を超えるもの（堆積された物件を外部から見通すことができない場所での行為または、期間が 30 日以内の行為は除く）
7	水面の埋立てまたは干拓	盛土により生じる法面の高さが 1.5mを超えるもの若しくは法面の長さが 10mを超えるものまたは行為に係る部分の面積が 100 ㎡を超えるもの

※ 1

- (1) 煙突またはゴミ焼却施設
- (2) アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの
- (3) 記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの（屋外広告物に該当するものを除く。）
- (4) 彫像その他これに類するもの（屋外広告物に該当するものを除く。）
- (5) 高架水槽
- (6) メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設
- (7) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
- (8) 石油、ガス、L P G、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類する施設

重点地区の景観形成基準

1 建築物に関する行為

1-1 建築物（建築物に付随する門および塀を除く）の新築、増築または改築

行為	景観形成基準
敷地内における位置	●周辺の建築物の配置状況を勘案しつつ壁面線の統一に配慮し、整然とした街並みの形成に努めることとします。 ●敷地内の建築物および工作物の規模を勘案して、釣り合い良く配置することとします。 ●樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に活かせるよう配慮することとします。 ●旧東海道に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した門または塀等を設置するなど、街並みの連続性に配慮することとします。ただし、周辺の家屋が旧東海道と敷地との境界から壁面を後退させているなど、街並みの連続性が感じられない場合は、隣地との境界部に植樹するなど潤いのある街並みの創出に配慮することとします。
形態	●周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とすることとします。 ●周辺の建築物の多くが入母屋、切妻などの形態の屋根を持った地区または山稜もしくは樹林地がある地区では、原則として勾配のある屋根とし、日本瓦ぶきまたはこれに類する素材を用いるなど和風の街並みに配慮することとします。 ●周辺の建築物と調和した屋根（勾配、向き）等とし、連続した街並みを乱さないよう努めることとします。 ●勾配屋根は原則として適度な軒の出を有することとします。 ●旧東海道に面する1、2階の外壁には、適度な軒の出を有する軒庇を設けるなど和風の街並みに配慮することとします。 ●旧東海道に面する3階の外壁面は、1階の外壁面より原則として90cm以上後退するなど2階建てが多い街並みとの調和に配慮することとします。ただし、旧東海道に面する外壁面を道路から十分に後退させ、かつ、旧東海道に沿って門または塀等を設置することにより街並みに配慮された場合は、この限りではありません。 ●屋上に設ける設備は、できるだけ目立たない位置に設けるとともに、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとする事とします。これにより難しい場合は、目隠し措置を講じる等修景措置を図ることとします。 ●太陽光発電施設等（太陽光発電設備その他これらに類するもの）を屋根の上に設置する場合は、旧東海道から望見できる場所には設置しないよう努めることとします。やむを得ず、旧東海道から望見できる場所に設置する場合は、和風の街並みとの調和に配慮することとします。
意匠	●平滑な大壁面が生じないよう、陰影に配慮することとします。 ●大規模建築物は、屋根、壁面、開口部等の意匠に配慮し、威圧感および圧迫感を軽減するよう努めることとします。 ●周辺の建築物の多くが伝統的な様式の建築物で形成された地区では、周辺の建築物の様式を継承した意匠とし、これにより難しい場合にはこれを模したものとする事とします。

行為	景観形成基準														
色彩	● けばけばしい色彩とせず、無彩色または茶系色等の落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観および敷地内の状況との調和を図ることとします。 ● 外観および屋根の基調色は、次のとおりとします。 <table><tr><td rowspan="2">色相</td><td>彩度</td><td>明度</td></tr><tr><td>上限値</td><td>下限値</td></tr><tr><td>0.1R～10G</td><td>6以下</td><td>3以上</td></tr><tr><td>0.1BG～10RP</td><td>3以下</td><td>3以上</td></tr><tr><td>無彩色</td><td>—</td><td>3以上</td></tr></table> ※色彩については、マンセル表色系（J I S Z 8 7 2 1） ※屋根の基調色は、彩度のみの適用とする。 ※漆喰、ペンがら等の自然素材を使用する場合や周辺景観と調和すると認められる場合においてはこの限りでない。 ● 色彩を組み合わせる場合は、建築物に落ち着きを持たせるため、その性質を十分考慮することとします。 ● 周辺景観の色相と対比する色相を使用する場合は、対比調和の効果が発揮できるよう十分考慮することとします。	色相	彩度	明度	上限値	下限値	0.1R～10G	6以下	3以上	0.1BG～10RP	3以下	3以上	無彩色	—	3以上
色相	彩度		明度												
	上限値	下限値													
0.1R～10G	6以下	3以上													
0.1BG～10RP	3以下	3以上													
無彩色	—	3以上													
素材	● 周辺景観に馴染み、かつ、耐久性および耐候性に優れた素材を使用することとします。 ● 冷たさを感じさせる素材または反射光のある素材を壁面等の大部分にわたって使用することは避けることとします。 ● 周辺の建築物に用いられている素材もしくはこれに類するものを用い、周辺景観との調和が図られるよう配慮することとします。														
敷地の緑化措置	● 敷地内の空地には、できるだけ多くの緑量を有する緑化措置を講じることとします。 ● 大規模建築物または大規模建築物以外の建築物であってその敷地の面積が 1.0 ヘクタール以上であるものにあつては、原則として、それらの敷地の 20 パーセント以上の敷地を緑化することとします。ただし、都市計画法第8条に規定する用途地域内にあつてはこの限りではありません。 ● 建築物が周辺景観と融和し、良好な景観の形成および周辺景観との調和が図れるよう、樹種の構成および樹木の配置を考慮した植栽を行うこととします。 ● 大規模建築物にあつては周囲に与える威圧感、圧迫感および突出感を和らげるよう、その高さを考慮した樹種および樹木を選び、その植栽位置を考慮することとします。 ● 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が図られる樹種とすることとします。														
樹木等の保全措置	● 敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこととします。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめることとします。 ● 樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かせるよう配慮することとします。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めることとします。														

1-2 建築物等の移転

景観形成基準
● それぞれ該当する建築物等の敷地内の位置および敷地の緑化措置の基準によることとします。

1-3 建築物等の外観を変更することとなる修繕または模様替え

景観形成基準
● それぞれ該当する建築物等の形態、意匠および素材の基準によることとします。

1-4 建築物等の外観の色彩の変更

景観形成基準
● それぞれ該当する建築物等の色彩の基準によることとします。

2 工作物の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕

もしくは模様替えまたは色彩の変更

2-1 垣（生垣を除く。）、柵、塀、擁壁その他これらに類するもの

行為	景観形成基準														
垣、柵、塀（建築物に付随するものを含む）その他これらに類するものの新設、増築または改築	● 周辺景観および敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態および意匠とします。 ● 特に、旧東海道に面して垣、柵、塀を設ける場合は、歴史街道の雰囲気と調和する生け垣（樹木）や板塀、土塀、自然石積みなどを基本とし、これにより難しい場合は、これらを模したものとすることとします。この場合、できる限り本物に似せることとし、経年変化によって本物が醸し出す風合い・味わいと、模したものとに景観上の大きな差が生じないようにすることとします。 ● けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観および敷地内の状況との調和を図ることとします。 ● 基調色は次のとおりとします。 <table><tr><th rowspan="2">色相</th><th>彩度</th><th>明度</th></tr><tr><th>上限値</th><th>下限値</th></tr><tr><td>0.1R～10G</td><td>6以下</td><td>3以上</td></tr><tr><td>0.1BG～10RP</td><td>3以下</td><td>3以上</td></tr><tr><td>無彩色</td><td>—</td><td>3以上</td></tr></table> ※色彩については、マンセル表色系（J I S Z 8 7 2 1） ※漆喰、べんがら等の自然素材を使用する場合や周辺景観と調和すると認められる場合においてはこの限りでない。	色相	彩度	明度	上限値	下限値	0.1R～10G	6以下	3以上	0.1BG～10RP	3以下	3以上	無彩色	—	3以上
色相	彩度		明度												
	上限値	下限値													
0.1R～10G	6以下	3以上													
0.1BG～10RP	3以下	3以上													
無彩色	—	3以上													
門（建築物に付随するものを含む）の新築、増築または改築	● 周辺景観および敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態および意匠とするとともに、落ち着いた色彩とします。														
擁壁の新設、増築または改築	● 旧東海道に面して設ける場合は、できるだけ低いものとします。 ● できるだけ石材等の自然素材を用い、これにより難しい場合はこれを模したものとすること。これらの素材を用いることができない場合は、修景緑化等の措置を講じることとします。														

2-2 汚水または廃水処理する施設

行為	景観形成基準														
汚水または廃水を処理する施設の新設、増築または改築	●旧東海道側の敷地境界線からできるだけ多く後退することとします。 ●原則として、旧東海道から 2 メートル以上後退することとします。 ●敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要が生じたときは、必要最小限にとどめることとします。 ●樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮することとします。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植することとします。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めることとします。 ●平滑な大壁面が生じないよう、陰影効果に配慮するとともに、外部に設ける配管類は、できるだけ目立ちにくくすることとします。 ●けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観および敷地内の状況との調和が得られるものとする事とします。 ●外観及び屋根の基調色は次のとおりとします。 <table><tr><th rowspan="2">色相</th><th>彩度</th><th>明度</th></tr><tr><th>上限値</th><th>下限値</th></tr><tr><td>0.1R～10G</td><td>6以下</td><td>3以上</td></tr><tr><td>0.1BG～10RP</td><td>3以下</td><td>3以上</td></tr><tr><td>無彩色</td><td>—</td><td>3以上</td></tr></table> ※色彩については、マンセル表色系（J I S Z 8 7 2 1） ※屋根の基調色は、彩度のみの適用とする ※漆喰、ペンがら等の自然素材を使用する場合や周辺景観と調和すると認められる場合においてはこの限りでない。 ●敷地外周部は、緑化を図り、容易に望見できないようにすることとします。 ●常緑の中高木をとり入れた樹木により修景緑化を図ることとします。 ●旧東海道から後退してできる空地には、特に緑化に努めることとします。 ●植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とする事とします。	色相	彩度	明度	上限値	下限値	0.1R～10G	6以下	3以上	0.1BG～10RP	3以下	3以上	無彩色	—	3以上
色相	彩度		明度												
	上限値	下限値													
0.1R～10G	6以下	3以上													
0.1BG～10RP	3以下	3以上													
無彩色	—	3以上													

2-3 送電線鉄塔およびその電線路、電気供給のための電線路 もしくは有線電気通信のための線路またはこれらの支持物

行為	景観形成基準								
送電線鉄塔およびその電線路、電気供給のための電線路もしくは有線電気通信のための線路またはこれらの支持物の新設、増築または改築	●鉄塔は、原則として、旧東海道沿いには設置しないこと。やむを得ず設置する場合は、旧東海道からできるだけ後退して設けることとします。 ●電柱は、できるだけ整理統合を図るとともに、極力目立たない位置となるよう配慮すること。また、できるだけ旧東海道の路面には設置しないよう努めることとします。 ●形態の簡素化を図ることとします。 ●色彩は、原則として地域の特性に応じた落ち着いた色彩の景観色※を用いるものとし、周辺景観との調和を図ることとします。 ※景観色とは、「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン（国土交通省）」で推奨されている、一般的な我が国の街並みや自然等で基調となっているYR系を中心とした色彩。 <table border="1"> <tr> <th>基本とする色の名称</th><th>標準マンセル値</th></tr> <tr> <td>ダークブラウン〔こげ茶〕</td><td>10YR 2.0/1.0 程度</td></tr> <tr> <td>グレーベージュ〔薄灰茶色〕</td><td>10YR 6.0/1.0 程度</td></tr> <tr> <td>ダークグレー〔濃灰色〕</td><td>10YR 3.0/0.2 程度</td></tr> </table> ●鉄塔の基部周辺は、できるだけ修景緑化を図ることとします。	基本とする色の名称	標準マンセル値	ダークブラウン〔こげ茶〕	10YR 2.0/1.0 程度	グレーベージュ〔薄灰茶色〕	10YR 6.0/1.0 程度	ダークグレー〔濃灰色〕	10YR 3.0/0.2 程度
基本とする色の名称	標準マンセル値								
ダークブラウン〔こげ茶〕	10YR 2.0/1.0 程度								
グレーベージュ〔薄灰茶色〕	10YR 6.0/1.0 程度								
ダークグレー〔濃灰色〕	10YR 3.0/0.2 程度								

2-4 太陽光発電設備等

行為	景観形成基準
太陽光発電設備の新設、増設または改設（地上）	●防犯上必要な措置を最優先しつつ、道路に面する敷地境界からできるだけ後退し、植栽や板塀の設置などにより、旧東海道から太陽光パネルや架台が望見できないように遮蔽措置を講じることとします。

2-5 その他の工作物

行為	景観形成基準																						
煙突またはごみ焼却施設、アンテナ、鉄筋コンクリートづくりの柱、鉄柱その他これらに類するもの、記念塔、電波塔、物見塔、その他これらに類するもの、高架水槽の増築または改築	●旧東海道の敷地境界線からできるだけ多く後退することとします。 ●原則として、旧東海道から 2 メートル以上後退することとします。 ●敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要が生じたときは、必要最小限にとどめることとします。 ●樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めることとします。 ●できるだけすっきりとした形態および意匠とするとともに、けばけばしい色彩とせず、周辺景観になじむものとする事とします。 ●外観及び屋根の基調色は次のとおりとします。 <table><tr><th rowspan="2">色相</th><th>彩度</th><th>明度</th></tr><tr><th>上限値</th><th>下限値</th></tr><tr><td>0.1R～10G</td><td>6以下</td><td>3以上</td></tr><tr><td>0.1BG～10RP</td><td>3以下</td><td>3以上</td></tr><tr><td>無彩色</td><td>—</td><td>3以上</td></tr></table> ※色彩については、マンセル表色系（J I S Z 8 7 2 1） ※屋根の基調色は、彩度のみの適用とする ※漆喰、ペンがら等の自然素材を使用する場合や周辺景観と調和すると認められる場合においてはこの限りでない。 ●アンテナ、鉄筋コンクリートづくりの柱、鉄柱その他これらに類するものの色彩は、原則として地域の特性に応じた落ち着いた色彩の景観色※を用いるものとし、周辺景観との調和を図ることとします。 ※景観色とは、「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン（国土交通省）」で推奨されている、一般的な我が国の街並みや自然等で基調となっている YR 系を中心とした色彩。 <table><tr><th>基本とする色の名称</th><th>標準マンセル値</th></tr><tr><td>ダークブラウン〔こげ茶〕</td><td>10YR 2.0／1.0 程度</td></tr><tr><td>グレーベージュ〔薄灰茶色〕</td><td>10YR 6.0／1.0 程度</td></tr><tr><td>ダークグレー〔濃灰色〕</td><td>10YR 3.0／0.2 程度</td></tr></table> ●常緑の中高木をとり入れた樹木により必要に応じて修景緑化を図ることとします。 ●旧東海道から後退してできる空地には、特に緑化に努めることとします。 ●植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすることとします。	色相	彩度	明度	上限値	下限値	0.1R～10G	6以下	3以上	0.1BG～10RP	3以下	3以上	無彩色	—	3以上	基本とする色の名称	標準マンセル値	ダークブラウン〔こげ茶〕	10YR 2.0／1.0 程度	グレーベージュ〔薄灰茶色〕	10YR 6.0／1.0 程度	ダークグレー〔濃灰色〕	10YR 3.0／0.2 程度
色相	彩度		明度																				
	上限値	下限値																					
0.1R～10G	6以下	3以上																					
0.1BG～10RP	3以下	3以上																					
無彩色	—	3以上																					
基本とする色の名称	標準マンセル値																						
ダークブラウン〔こげ茶〕	10YR 2.0／1.0 程度																						
グレーベージュ〔薄灰茶色〕	10YR 6.0／1.0 程度																						
ダークグレー〔濃灰色〕	10YR 3.0／0.2 程度																						
彫像その他これらに類するものの新設、増築または改築	●原則として、旧東海道から 2 メートル以上後退することとします。ただし、芸術性および公共性があり、周辺の景観との調和が図れるもの等は、この限りではありません。 ●樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮することとします。 ●原則として、周辺景観になじむ形態および意匠とするとともに、けばけばしい色彩としないこととします。これにより難しい場合は、旧東海道から容易に望見できないよう遮へい措置を講じることとします。ただし、芸術作品展等の開催に伴い一時的に設置されるものは、この限りではありません。 ●周辺景観との調和を図るため、修景緑化を図ることとします。 ●旧東海道から後退してできる空地には、特に緑化に努めることとします。 ●植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすることとします。																						

行為	景観形成基準														
メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設の新設、増築または改築	●旧東海道側の敷地境界線からできるだけ多く後退することとします。 ●原則として、旧東海道から 2 メートル以上後退することとします。 ●敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要が生じたときは、必要最小限にとどめることとします。 ●樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮することとします。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植することとします。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めることとします。 ●敷地面積が 1.0 ヘクタール以上であるもの（都市計画法第8条に規定する用途地域内のものを除く。）にあつては、原則として、その敷地の 20 パーセント以上を緑化することとします。 ●敷地外周部には、施設の規模に応じた樹木により周辺景観との緩衝帯となる植栽を行うこととします。 ●旧東海道から後退してできる空地には、特に緑化に努めることとします。 ●植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすることとします。														
アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシュプラントその他これに類する製造施設 石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類する施設の新設、増築または改築	●旧東海道側の敷地境界線からできるだけ多く後退することとします。 ●原則として、旧東海道から 2 メートル以上後退することとします。 ●敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこととします。やむを得ず樹林を伐採する必要が生じたときは、必要最小限にとどめることとします。 ●樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配することとします。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植することとします。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めることとします。 ●できるだけ壁面、構造等の意匠が周辺景観になじむよう配慮し、外部に設ける配管類は、できるだけ目立ちにくくすることとします。 ●けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観および敷地内の状況との調和が得られるものとする ●外観及び屋根の基調色は次のとおりとします。 <table><tr><th rowspan="2">色相</th><th>彩度</th><th>明度</th></tr><tr><th>上限値</th><th>下限値</th></tr><tr><td>0.1R～10G</td><td>6以下</td><td>3以上</td></tr><tr><td>0.1BG～10RP</td><td>3以下</td><td>3以上</td></tr><tr><td>無彩色</td><td>—</td><td>3以上</td></tr></table> ※色彩については、マンセル表色系（JIS Z 8721） ※屋根の基調色は、彩度のみの適用とする ※漆喰、ペンガラ等の自然素材を使用する場合や周辺景観と調和すると認められる場合においてはこの限りでない。 ●敷地面積が 1.0 ヘクタール以上であるもの（都市計画法第8条に規定する用途地域内のものを除く。）にあつては、原則として、その敷地の 20 パーセント以上を緑化することとします。 ●常緑の中高木を主体とする樹木により施設の規模に応じた修景緑化を図ることとします。 ●旧東海道から後退してできる空地には、特に緑化に努めることとします。 ●植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすることとします。	色相	彩度	明度	上限値	下限値	0.1R～10G	6以下	3以上	0.1BG～10RP	3以下	3以上	無彩色	—	3以上
色相	彩度		明度												
	上限値	下限値													
0.1R～10G	6以下	3以上													
0.1BG～10RP	3以下	3以上													
無彩色	—	3以上													

3 開発行為

景観形成基準

- 樹姿または樹勢が優れた樹木および樹林がある場合は、できるだけ保全することとします。
- 造成等に係る切土および盛土の量は、できるだけ少なくするとともに、のり面整正は土羽によるものとします。やむを得ず擁壁等の構造物を設ける場合にあっては、必要最小限のものとします。
- のり面が生じる場合にあっては、周辺景観および周辺環境に配慮し、芝、低木および中高木の植栽等必要な緑化措置を講じることとします。
- 駐車場を設置する場合にあっては、敷地外周部に修景緑化を行うとともに、内部空間においても中高木を取り入れた修景緑化を行い、単調な空間とならないよう配慮することとします。ただし、これにより難しい場合は、道路または河川から容易に望見できないよう、植栽による遮へい措置を講じることとします。
- 広場、運動場その他これらに類するものを設置する場合であって、当該施設に係る敷地の面積が 1.0 ヘクタール以上であるときは、敷地面積の 20 パーセント以上の敷地を緑化することとします。（ただし、都市計画法第 8 条に規定する用途地域は除く。）

4 土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更

景観形成基準

- 旧東海道からできるだけ望見できないよう遮へい措置を講じること。特に、旧東海道に面する部分は、できるだけ常緑の中高木で遮へい措置を講じることとします。
- 跡地の整正を行うとともに、周辺環境を考慮しつつ、芝、低木および中高木の植栽等必要な緑化措置を講じることとします。

5 木竹の伐採

景観形成基準

- 伐採は、できるだけ小規模にとどめることとします。
- 旧東海道から望見できる樹姿または樹勢が優れた樹木は、できるだけ伐採せずその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めることとします。
- 高さ 10 メートル以上または枝張り 10 メートル以上の樹木は、できるだけ伐採しないこととします。
- 伐採を行った場合は、その周辺環境を良好に維持できるよう、林縁部への低・中木の植栽、けもの道等の生物の移動路の確保等必要な代替措置を講じることとします。

6 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

景観形成基準

- 旧東海道側の敷地境界線からできるだけ多く後退することとします。
- 原則として、旧東海道から 2 メートル以上後退することとします。
- 遮へい措置を要するものの集積または貯蔵の高さは、できるだけ低いものとする。
- 事業所における原材料・製品、スクラップ等または建設工事等における資材等の集積または貯蔵にあっては、外部から容易に望見できないよう遮へい措置を講じることとします。特に、旧東海道に面する部分にあっては、できるだけ常緑の中高木で遮へい措置を講じることとします。
- 農林水産品置場、商品の展示場等は、物品を整然と集積または貯蔵するとともに、必要に応じ、敷地外周部に修景のための植栽をすることとします。
- 敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめることとします。
- 樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かせるよう敷地の利用を考慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めることとします。
- 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすることとします。

7 水面の埋立てまたは干拓

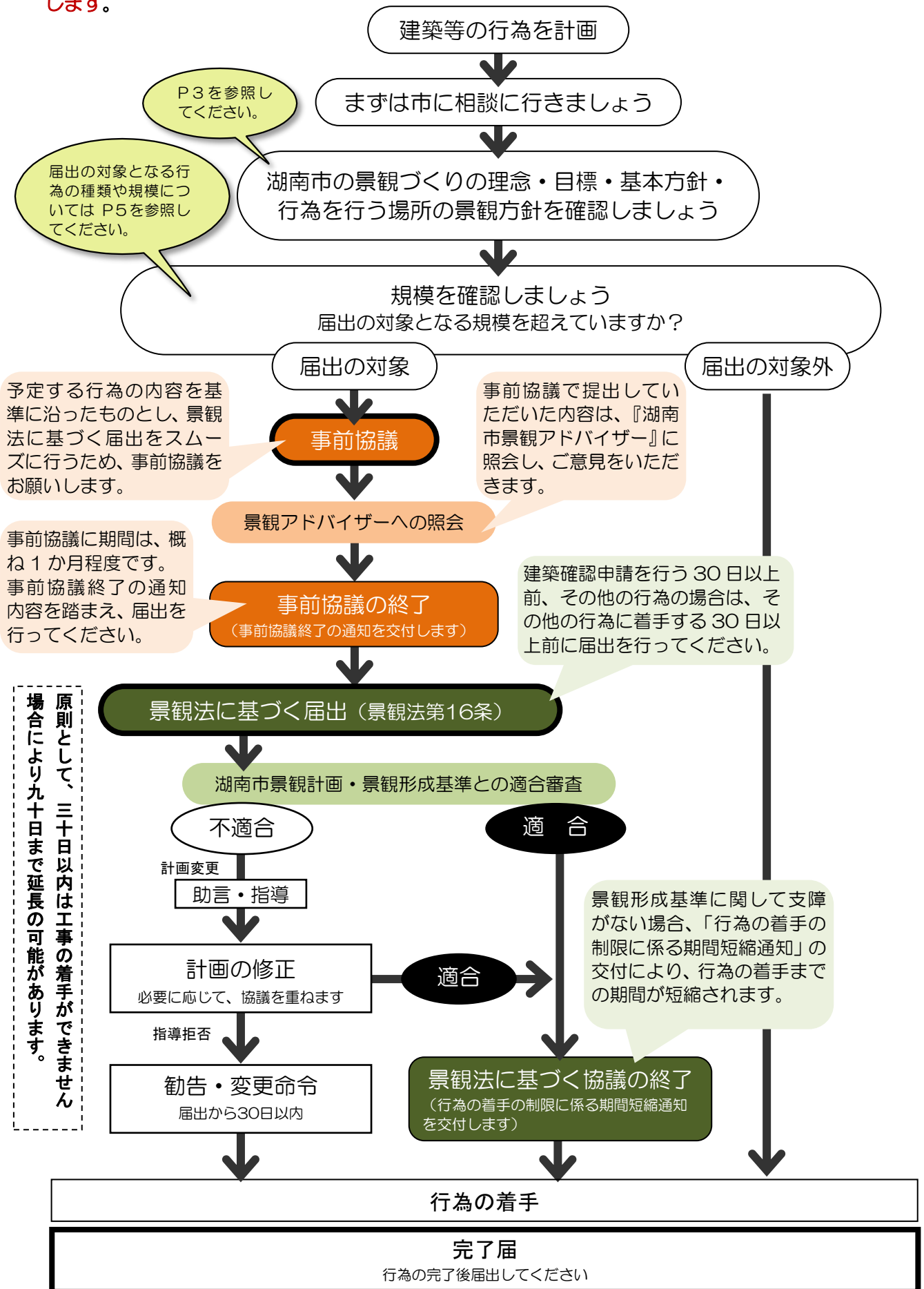
景観形成基準

- 護岸は、できるだけ石材等の自然素材を用い、これにより難しい場合はこれを模したものとし、必要に応じ親水性のある形態となるよう配慮すること。なお、構造については、できるだけ多孔質な構造とする等生物の生息環境に配慮したものとする。
- 埋立てまたは干拓後の土地（法面を含む。）にあっては、周辺環境を考慮しつつ、芝、低木および中高木の植栽等必要な措置を講じることとします。

●届出の流れ

湖南省景観計画に関わる届出（景観法第16条第1項または2項）の流れは、次のとおりです。

届出の対象とならない行為であっても、景観計画の内容、地域の景観との調和に配慮をお願いします。



景観法に基づく届出の手続き

1) 届出の必要な行為（景観法第16条1項、2項）

景観計画区域内においては、届出の対象となる行為のうち、建築確認申請が必要な行為を行う場合は建築確認申請を行う30日以上前に、建築確認申請が不要の行為の場合は、その行為に着手する日の30日以上前までに湖南市長に届出が必要です。また、届出した内容を変更する場合には、その変更に係る行為に着手する日の30日前までに湖南市長に変更の届出が必要です。

2) 届出に必要な書類等（2部提出）

- ① 湖南市景観計画区域内における行為の届出書（裏面：建築物または工作物の概要書）
（様式第2号）
（変更の場合：湖南市景観計画区域内における行為の変更届出書（様式第3号））
- ② 委任状（建築主以外の方が代理で届出を行う場合）
- ③ 添付図面（変更届出の場合は、配置図および立面図の提出とする）

行為の種類	図面	備考
建築物の建築等 または 工作物の建設等	位置図・付近見取り図	・都市計画基本図（白地図・1/2500）に行為の場所を朱記 ・方位、道路、目標となる地物及び行為の位置を表示
	配置図	・1/200以上、方位、敷地の境界線、敷地内の建築物等の位置及び規模を表示 ・門、塀、ゴミ置場、駐輪場、駐車場、受水槽、室外機等屋外設備や屋上設備の位置や、届出に係る建築物等と他の建築物等の別などを表示 ・緑地を緑色で着色して表示 可能な限り樹種及び樹高等も記載して下さい
	立面図	・1/200以上、原則として4面以上（彩色が施されたもの） ・外周部の仕上材、色彩、開口部の位置及び附属設備を表示 ・ゴミ置場、駐輪場、駐車場、受水槽、室外機等屋外設備や屋上設備も表示してください ※建築物等の移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る届出の場合は、カラー写真に代えることができます
	平面図	・建築物のみ ・各階の床面積を記載し、延べ床面積が分かるようにして下さい
	求積図	・敷地面積について、添付して下さい
	仕様・パンフレット等	・屋根・壁面の素材（建築物の場合） ・工作物（建設する場合） ・屋外設備・屋上設備（設置する場合）
	現況写真	・敷地および敷地周辺の状況がわかるもの （撮影方向を配置図に示すこと）
	完成予想パース	・旧東海道沿道から見た状況がわかるパース、スケッチ、CGなど
開発行為	位置図・付近見取り図	・都市計画基本図（白地図・1/2500）に行為の場所を朱記 ・方位、道路、目標となる地物及び行為の位置を表示
	地形図	・1/500以上、行為地を含む周辺の地形の現況、行為の区域及び行為時における遮へい措置を表示 ・遮へい物の種類、構造、位置及び高さ（垣及び柵については色彩、樹木については樹種）などを表示してください
	土地利用計画図	・1/500以上、方位及び行為後の土地利用計画を表示 ・土石の採取又は鉱物の掘採に類するものにあつては、事後措置についても記載して下さい
	断面図	・1/500以上、行為の前後における土地の縦断面図及び横断面図を添付して下さい
	のり面断面図	・1/50分以上、のり面の措置がわかる断面図を添付して下さい
	現況写真	・敷地および敷地周辺の状況がわかるもの （撮影方向を地形図に示すこと）

※ その他必要に応じて、参考となる書類の提出をお願いすることがあります。

※ 提出する図面の縮尺は、行為の規模により変更可能です。

3) 完了届の提出(1部提出)

景観法の届出を行った行為が完了したときは、景観計画区域内行為完了届(様式第8号)と完成写真(2面以上添付)を速やかに湖南市長に提出してください。

事前協議に関する事項

事前協議は、景観法第16条に基づく届出の徹底と、本市における景観形成基準の遵守について、できる限り早い段階で協議を行なうことにより、手戻りをなくし、本市の景観形成基準に適合した良好な景観づくりの実現を目的としています。

1) 事前協議に必要な書類等(2部提出)

① 湖南市景観条例 事前協議書(様式第6号)

② 添付図面

事前協議対象行為	図面	備考
・行為が「景観法」の届出対象のうち建築行為にあたる場合 ・行為が「景観法」の届出が必要かどうかを確認したい場合	位置図 配置図	・都市計画基本図(白地図・1/2500)に行為の場所を朱記 ・1/200以上、敷地内における建築物等の配置 ・門、塀、ゴミ置場、駐輪場、駐車場、受水槽、室外機等屋外設備や屋上設備の位置などを表示
	立面図	・1/200以上、原則として4面以上(彩色が施されたもの) ・ゴミ置場、駐輪場、駐車場、受水槽、室外機等屋外設備や屋上設備も表示してください
	平面図	・建築物のみ ・各階の床面積を記載し、延べ床面積が分かるようにして下さい
	求積図	・敷地面積について、添付して下さい
	仕様・パンフレット等	・屋根・壁面の素材(建築物の場合) ・工作物(建設する場合) ・屋外設備・屋上設備(設置する場合)
	周辺写真	・敷地および敷地周辺の状況がわかるもの
	完成予想パース	・旧東海道沿道から見た状況がわかるパース、スケッチ、CGなど

※ その他必要に応じて、参考となる書類の提出をお願いすることがあります。

※ 提出する図面の縮尺は、行為の規模により変更可能です。